

データでわかる高齢者住宅①

資料提供 & 分析：タムラプランニング & オペレーティング

要介護者向け有料老人ホーム

「介護付有料老人ホーム」*1 「住宅型有料老人ホーム」*2 「無届有料老人ホーム」*3の3つのカテゴリーで、入居対象を要介護者

としているホームの商品比較を行った（2018年3～4月時点）。居室面積や入居一時金、月額費、介護・看護職員配置の状況を2018年のデータからみていく。なお、介護居室、自立居室の振り分けは、ホームが標榜している入居時要件ではなく、同社の判断によるもの。9戸以下の小規模ホームは対象外。

<各施設の概要>

<有料老人ホームのなかで介護保険の特定施設の指定を受けたタイプ>		【有料老人ホーム】 (介護保険対応)
* 1. 介護付有料老人ホーム		
制 度	老人福祉法第29条にもとづき、有料老人ホームの届出を行い、かつ介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けたホーム。	
概 要	食事サービス、介護サービス、健康管理サービス等の提供。商品バリエーションはさまざま。	
運営事業者	民間事業者、社会福祉法人等	
入居対象者	自立、要支援～要介護高齢者	
介護保険	介護保険の事業者指定は、「(介護予防)特定施設入居者生活介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」に分類。	
開設傾向	介護保険制度導入後、急速にホーム数が増加。総量規制の影響により、年次別開設数には増減がみられる。公募より新規開設を募っている自治体が増えている。	
<要介護時には、外部の在宅サービス事業者と入居者が別途契約するタイプ>		【有料老人ホーム】 (外部サービスによる対応)
* 2. 住宅型有料老人ホーム		
制 度	老人福祉法第29条	
概 要	食事サービス、健康管理サービス等の提供。ホーム自らは介護サービスを提供しない。	
運営事業者	民間事業者、社会福祉法人等	
入居対象者	自立、要支援～要介護高齢者	
介護保険	外部の在宅サービス事業者と入居者が個々に契約。	
開設傾向	2006年4月から特定施設が総量規制の対象になり、新規開設が抑制されたことにより、住宅型の開設数が増加。無届有料老人ホームが、行政指導によって住宅型有料老人ホームの届出を行ったケースも多い。	
<多くのホームが2006年4月から届出義務の対象に>		【根拠となる法律・制度無し】 (外部サービスによる対応)
* 3. 無届有料老人ホーム		
制 度	有料老人ホームと同等のサービス内容・運営実態であるにもかかわらず、届出を行っていないホーム。本レポートではこのようなホームを便宜上、「無届有料老人ホーム」と位置づけている。	
概 要	食事サービス、健康管理サービス等の提供。	
運営事業者	民間事業者等	
入居対象者	自立、要支援～要介護高齢者	
介護保険	通常の自宅と同じで、外部の在宅サービス事業者と入居者が個々に契約するが、多くの場合、同施設内や隣地に在宅サービスを設置するケースが多い。	
開設傾向	2006年4月から老人福祉法の改正で有料老人ホームの定義が拡大されたことにより、これまで無届だったホームは届出義務の対象となった。事故の発生もあり、行政指導により、住宅型有料老人ホームの届出が行われてきている。	

1. 居室面積

13㎡～18㎡が最多

居室面積別のホーム数をみると、13㎡～18㎡未満の層が4227カ所（約14万9729戸）と最も多い。次いで18㎡～20㎡未満の層が3062カ所（14万8424戸）となっており、これらで全体のホーム数の6割強を占めている。

